

## 裁 決

審査請求人

処 分 庁

審査請求人（以下「請求人」という。）が、平成28年3月7日付けで提起した審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

### 主 文

処分庁が、審査請求人の夫に対し、平成[ ]年[ ]月[ ]日付け第[ ]号で通知した保護変更決定を取り消す。

### 事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた請求人の夫（以下「請求人夫」という。）に対し、その世帯員であった請求人に対する法に基づく保護を廃止したことを理由に保護変更決定（平成[ ]年[ ]月[ ]日付け第[ ]号（以下「本件通知書」という。））で通知。以下「本件処分」という。）を行ったことから、請求人がこれを不服として、その取消しを求めている事案である。

### 審理関係人の主張の要旨

#### 1 請求人の主張

##### (1) 請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

##### (2) 請求の理由

ア 平成28年1月21日、実家に戻る前、[ ]福祉センター（以下「福祉センター」という。）に大森台の駅から電話する。交通費もなければ、怪我もし、精神的にも参っているので、[ ]の実家（以下「請求人実家」という。）に戻るのがやっとだと思っていると伝えるが、それでも福祉センターに寄れとケースワーカー（以下「処分庁職員」という。）が言う。正午頃から午後3時半過ぎまで福祉センターに居させられる。請求人の怪我など心配どころか、行政手続の話ばかりだ。「[ ]に戻るなら生活保護を停止する、明日の朝から」と言われる。理由があつて[ ]に戻らなければいけないのに、停止とは納得いかない。途中、鼻

が痛い、めまいがすると福祉センターの人（以下「処分庁職員ら」という。）に訴えたが、「大丈夫、大丈夫、死にはしない、出血したんだから、今鼻の血を作っているところだ。」と納得させられる。病院へ行きたいから医療券がほしいと訴えたが出してもらえない、怪我で頭がぼーっとしてくる。3時間福祉センターに居させられ、結果、行政手続の件で寄らされただけで、病院へ行く医療券さえも発行してもらえず、交通費も足りなくなり、怖くても■■■■の家に戻らないと途中で倒れてしまうと思ったが、請求人の母（以下「請求人母」という。）が駅まで迎えに来ると言うので、請求人実家に戻った。その夜9時30分、処分庁職員から電話あり。夜も遅いし、疲れと怪我の痛さで、何かと不信に思うが、また行政手続上の話の続きであった。

同月23日、CT検査で■■■■と診断。今回の理由、原因、状態を誰よりも早く福祉センターに伝えたのに（そうすると福祉センターが言ったから。）、医療券も出してくれず放置された。■■■■に居ないから駄目だと言われた（受給中にもかかわらず）。

イ 処分庁職員と話し、診断結果を言った。すぐに■■■■で働いて収入を得て生活ができるわけではないこと、今、鼻の怪我也完治していない状態であること、生活費や医療費の負担は、年金受給者である請求人母には重いことを告げる。とりあえず、生活保護停止は見送ることになったが、■■■■を離れるのは2週間だけだと限定される。処分庁が医療券をすぐに出してくれなかったから、今回余計なことまで起きているのに全然分かってほしい。このようなことは、日にちを限定されるようなことではないと思う。

「2月1日の生活保護費は受給できる」と処分庁職員は言うが、請求人の分も含めて金額を世帯主である請求人夫に渡すという。以前は請求人の生活費大体37,000円を処分庁で預かることもできると言われたのに、できないと言われる。請求人は「請求人の分まで渡したら、請求人夫はくれない」ということを伝えており、処分庁もそれに同感しているのにもかかわらず、請求人夫に渡すというのは、よく分からない。

ウ 平成28年2月1日朝、■■■■に帰る旨処分庁に伝える。受給日だからだ。帰らないとお金は渡さないとされたが、それでは生活が困るからだ。処分庁が確認のため請求人夫に電話すると言った。請求人夫は、午後1時に処分庁と約束したようだが、午後1時になっても来ないと、処分庁が連絡してきた。以前は、お金を渡す日は、「世帯主でなくても、請求人が受給に来て構わない」と処分庁職員は言ったくせに、今になって世帯主が来ないとお金渡さないと言う。

午後3時前、また処分庁職員から電話あり。今請求人夫と話をし、お金を渡したという。その後、処分庁職員は請求人母にも電話している。そして、夜8時30分、また処分庁職員から電話あり。あまりにも時間帯が非常識すぎる。この日は暴力の痛みより処分庁のせいで精神的に心が病んでしまった。

エ 請求人夫の今の状態では、怖くて帰れない。

今更、■■■■の病院へ変えてくれという。最初に医療券をくれればこんなことにならなかった。行政手続の話より人の怪我の心配をしてくれればこんなことにならなかった。今更、DVを受けた場所から近くの病院へ通わないと生保を切ると強迫される。■■■■を離れて2週間しか駄目だが、2週間で今回の件が収まるのか。もし、これでまた何かあったら、処分庁は責任を取れるのか。

オ 平成28年2月2日、処分庁職員が請求人夫に、「請求人がどこに今住んでいるのか」と聞いてきた。何を言っているのだろう。処分庁職員は、昨日、請求人母と話し、「実家の、物置にしている部屋に居る」と請求人母が言ったばかりなのに、全然人の話を聞いていない。そしてまた今日だけで電話が4回もあり。あまりにも電話の多さに、処分庁職員を不信に思う。ストーカーである。

カ 医療券をくれていけば実費で行かずにすんだのに、平成28年1月21日の「医療券発行しない」、「明日から生保停止にする」という処分庁職員の発言は何だったのか。

キ 平成28年2月22日、千葉県総務部政策法務課の職員と話した。処分庁に電話してもらい、本日から明日に保護廃止の通知を送るという。では、今までは何だったのか。「明日停止にする」とか「廃止にする」とか「2月分(お金)渡さない」とか、処分庁に散々請求人は振り回されて精神的に追い詰められ、なおかつ金銭的にも追い詰められ、期間を決められた。

ク 請求人は、生活費もない、病院もかかれない、すぐに仕事を見つけることもできない。たとえ見つけたとしても、お給料が入るのだから最低1か月はかかる。生活の最低生活費が基準を下回っている。資産もない。隠れてもいなければ、住居不定にもしていない。請求人母が証人であり、その請求人母と話をしているのが処分庁職員である。「生活保護とは国や自治体が健康で文化的な最低限度の生活を保障するために生活費を給付する公的扶助制度」、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、「必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」。

ケ 保険もなく病院へも行けず、そして仕事をしたくても病気を治さなければ仕事へも行けない。こんな人間にどうして本件処分を行うのか。請求人は鼻が痛いのも辛い、心をもっと辛い。早急に対処のほどよろしくお願ひしたい。

コ 処分庁職員らの数々の屈辱的な言葉についてもよろしくお願ひしたい。  
サ 平成28年2月23日付けの通知書には、「もし、■■■■のアパートに戻ることなく、かつ、生活に困窮する場合には、その時点で、暮らしている居住地を管轄する福祉事務所にご相談されるよう、助言いたします」と書かれているが、これは何を言っているのか。もう相談してある。生保移管である。

## 2 処分庁の弁明

### (1) 弁明の趣旨

本件請求を棄却するとの裁決を求める。

### (2) 処分庁の主張

#### ア 本件処分に至るまでの経緯

(ア) 請求人は、平成28年1月21日、処分庁に來所し、同月20日の夜に請求人夫から暴力を振るわれ、鼻に怪我を負い、身の危険を感じたため、請求人が保護申請日以前に居住していた■■■■のマンションに一時的に避難する旨の報告をした。

(イ) 請求人は、平成28年2月1日、電話で、処分庁職員に対し、同月4日に■■■■に戻ると説明したが、同月2日、処分庁職員が確認したところ、■■■■が完治するまでは戻らないと当初の説明を翻した。

(ウ) 請求人は、平成28年2月4日付けの「今後は■■■■の家に帰り生活します」と記載した手紙（以下「本件手紙」という。）に、■■■■病院医師作成の病名■■■■、全治約1か月と記載された請求人の診断書を添えて、処分庁に提出し、処分庁は同月8日にこれらを受領した。

(エ) 処分庁職員は、平成28年2月10日に、請求人夫の住居を訪問し、請求人夫及び請求人が不在であったため、速やかな連絡を求める旨を記載した訪問連絡票を投函した。

処分庁職員は、請求人夫及び請求人からの連絡がなかったため、同日、請求人夫に電話をし、請求人夫から、請求人が同年1月21日の朝から現時点に至るまで戻ってきておらず、連絡も取れない事実を確認した。

(オ) 請求人夫は、平成28年2月15日に、処分庁に対し、電話で、現時点でも請求人が戻ってきていない事実を報告した。

(カ) 処分庁は、平成28年2月15日、請求人が■■■■に居住していな

いことを確認したことから、同日付けで、世帯員減により請求人の生活保護を廃止する旨を決定し、本件通知書で請求人夫及び請求人に通知した。

処分庁職員は、併せて、請求人に対して、請求人が、再度請求人夫と同一世帯として生活する場合は、処分庁に生活保護の申請を行うこと、別世帯のまま生活に困窮する場合には、その時点での居住地を管轄する福祉事務所に相談するよう助言した。

イ 本件審査請求に対する意見

(ア)「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第1は、世帯の認定として「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」とし、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第1の1は、「居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいうこと」とし、(1)から(7)までの場合を列挙している。

(イ)これを本件についてみると、請求人は、平成28年1月20日に夫から暴力を振るわれ、同月21日に■■■■から保護申請日前に居住していた■■■■のマンションに避難した。処分庁は、前記ア(エ)及び(オ)に記載したとおり、請求人夫から請求人の帰来 of 意思が確認できなかったこと、前記ア(イ)及び(ウ)に記載したとおり、請求人の主張に一貫性がないこと及び保護廃止日である同年2月15日までに帰来した事実が確認できなかったことから、局長通知第1の1(1)から(7)までのいずれにも該当しないと判断した。

(ウ)なお、「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)問1-1は、世帯の認定にあたって「夫婦は原則として同一世帯に属していると判断されるが、夫婦であっても、夫が妻以外のものと同棲し、妻と別居している期間が相当長期にわたっている場合等夫婦関係の解体が明白である場合には、世帯を異にしていると判断すべきものと考えられる。」としている。

処分庁は、問答集問1-1の「世帯を異にしている夫婦」にあたるかどうかを判断するため、一定期間様子を見ることとしたが、この期間を超えてもなお、請求人と請求人夫は、世帯を異にし、請求人夫が

らの電話に請求人が応答しない等の状態が継続していたため、これに当たると判断したものである。

(エ) 以上のとおり、処分庁が平成●●年●●月●●日付けで、生活保護を廃止したことは、適法かつ正当であるため、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 3 請求人の反論

(1) 平成28年1月21日に、●●に戻るなら、明日から直ちに廃止すると言われた。

鼻が痛くすぐに病院へ行きたかったが、お金もなく医療券も発行してくれず、処分庁職員らに何度も「医療券を発行してほしい。倒れそうだ。」と意識朦朧の中伝えたが、無視され、病院ですぐ診てもらうことができなかった。鼻が痛く、腫れあがってしまい、請求人母に鼻を確認してもらったところ、「腫れている」と言われ、「お金がないが、借金して実費で診てもらうしかない」と、年金暮らしの請求人母が借金をしてまで病院へ行った。病院で診てもらったところ、折れていそうだとされ、レントゲンがないので大きな病院でレントゲンを取るよう紹介状を書かれ、2つの病院の医療費が実費でかかった。

●●くらいであるから、大事であることは分かるはずである。それを無視し、保護停止処分の手続を進め、「大丈夫、死にはしない」と言われ、どれだけ傷ついたか。そして、1日●●に戻る・帰るだけでも停止なのか。では、旅行も停止なのか。帰るに帰れない状況を作ってしまったのは処分庁である。

本件処分が平成28年2月15日であれば、病院へかかったのは同年1月中の事であるから、医療券を直ちに発効し、実費扱いにさせるべきではなかったのではないか。

(2) 平成28年2月15日の本件処分には納得できない。

病院の診断書は全治1か月。病院へ請求人が行けたのが、やっとの思いで同年1月23日。それから停止される同年2月15日まで1か月に満たないのは、どういう保護の仕方だろうか。

同年1月21日直後「福祉センターに來い。」と処分庁職員に言われ、その時なぜ●●のシェルターを紹介してくれなかったのか。シェルターの存在さえも全く請求人は知らず、後日●●の女性センターの方に聞き、初めて知ったほどである。

●●福祉事務所に申請したのは同年3月11日、そして同月受給分がおりたのは1週間後。●●福祉事務所の方たちは、請求人が本当に生活に困っていることを知り、速攻で1週間で申請を通してくれた。いくら●●と●●の

生保は違うとはいっても、法は全国統一ではないか。そして、██████病院の交通費も別途で往復出してくれる。少なくとも、██████福祉事務所からの保護費が受給できたのが同月18日であり、処分庁はそれまでの間の保護をすべきである。

請求人は、同年1月21日から処分庁に面倒見てもらうことはしていないし、してくれなかった。なのに、正式に廃止にされなかったことで、██████福祉事務所で受給することができず、本当に困った。処分庁に請求人の存在を宙ぶらりんにされてしまった。そして、本件通知書が来たのが同年2月29日。どれだけタイムラグがあるか。

そして、請求人がDVで逃げている中、処分庁職員は、請求人夫の「妻はどこにいるのか。」という質問に対し、こう言ったそうである。「知っているけれど口止めされているので言えない。」。

この会話、どう思うだろうか。「知りません。」で済むことなのに、それも「口止め」である。なぜわざと意味ありげな言葉を言ってしまうのか。誰が聞いても処分庁職員の返答は不謹慎である。

本件処分は、同月15日ではなく、同年1月21日。同日から請求人に許可なく勝手に、停止だの、廃止処分の手続きを進めていたのは処分庁である。そして、二度と██████に戻れなくさせたのも処分庁である。

## 理 由

### 1 本件処分における保護廃止の是非について

#### (1) 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1(2)ア、イ、エ等のおり主張しており、要するに、請求人夫から暴行を受け、自分の身を守るため一時的に██████を離れ、かつ、処分庁の対応に不備があったことから██████に戻れなくなったのであるから、██████に居住実態がないことを理由に本件処分を行うことは違法又は不当であると主張しているものと解される。

#### (2) 認定事実

ア 処分庁は、平成27年11月30日を開始日として、請求人夫に対する法に基づく保護を開始した。

なお、請求人夫は、当該保護の申請時、妻である請求人が請求人夫と喧嘩をして請求人実家近くのアパートにいる旨述べたことから、処分庁は、請求人夫を単身世帯として、上記保護を開始した。

イ 請求人は、平成27年12月18日、請求人夫宅に戻り請求人夫との同居を再開したとして、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、これを受けて処分庁は、平成28年1月8日付けで、請求人夫に対し、請求

- 人夫世帯の世帯員増を理由に、変更年月日を平成27年12月18日とする保護変更決定を行い、請求人に対する法に基づく保護を開始した。
- ウ 請求人は、平成28年1月21日、処分庁に対し、同月20日に請求人夫から頭突きをされ怪我をしたことから、請求人実家に避難するとの内容の生計状況変動届（以下「本件変動届」という。）を提出し、以後、請求人実家に滞在していた。
- エ 請求人は、平成28年1月25日、処分庁職員に対し、電話で、通院するための費用がなく、請求人母からの援助も困難であり、生活に困窮していること、千葉市に戻る気持ちがないわけではないが、                    が痛くて何も考えられないことなどを述べた。
- オ 処分庁職員は、平成28年1月27日、請求人に電話し、                    に戻る予定があれば、同月21日の避難開始日から2週間を目途に                    に戻る場合には保護を継続する旨を伝え、それまでに今後の対応を考えるように指示した。
- これに対して、請求人は、今後のことについては、今は何も考えることはできない旨述べた。
- カ 請求人は、平成28年2月1日、処分庁職員に対し、電話で、同月4日に                    の病院を受診した上で                    に戻る旨述べたものの、同月2日、処分庁職員に対し、電話で、同月4日に                    に戻るつもりはなく、                    が完治するまでは戻らない旨述べた。
- キ 処分庁は、同月8日、「今後は                    の家へ帰り生活します。」などと記載された同月4日付けの本件手紙を受領した。
- ク 処分庁職員は、平成28年2月10日、請求人夫から、電話で、請求人とメールでやりとりをしていたが、最近では請求人から回答がないことを聴取した上で、請求人に電話をかけるも、応答がなかった。
- ケ 処分庁職員は、平成28年2月15日、請求人夫から、電話で、「請求人は今週末に戻ってくると思うが、確証は持てない」旨聴取した上で、請求人及び請求人母に電話をかけるも、いずれも応答がなかった。
- コ 請求人は、平成28年2月15日時点で、請求人夫宅に戻っていなかった。
- サ 以上の経過を受けて、処分庁は、請求人が                    外に転出し、居住実態を喪失したことを理由として、平成28年2月15日を保護廃止日として、本件処分を行った。

### (3) 法令の仕組み

法第19条1項は、保護の実施機関は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者（同項第1号）又は居住地がないか若し



くは明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの（同項第2号）に対して保護を決定し、かつ、実施しなければならぬと規定している。

したがって、保護の実施機関は、被保護者が保護の実施機関の管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地及び現在地を有するとは認められないような場合には、当該被保護者に対する保護を継続することはできず、これを停止又は廃止（法第26条）すべきものと解される（大阪地方裁判所平成16年3月18日判決）。

また、法第10条第1項本文は、保護は、原則として、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものと規定しているところ、次官通知第1は、世帯の認定として「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」としている。

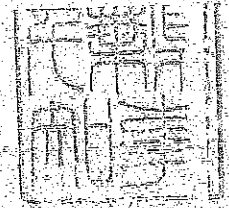
この点について、問答集第1「世帯の認定」では、「やむをえない理由によって同一の住居に居住していないが、それが一時的なものであつて一定の時期が到来すれば、再び他の世帯員の居住する住居に帰来して生活することが予定されているような場合は、居住を異にしていなくても同一の生計を営んでいるものであり、これを同一世帯として認定することとなる」とされ、問答集問1-1は、「夫婦は原則として同一世帯に属していると判断されるが、夫婦であっても、夫が妻以外のものと同棲し、妻と別居している期間が相当長期にわたっている場合等夫婦関係の解体が明白である場合には、世帯を異にしていると判断すべきものと考えられる。」としている。

そして、問答集は、上記「夫婦関係の解体が明白である場合」の例として、夫婦の別居期間が10年にわたり金銭等の生活援助もなかったケース（問1-7）、夫が5年前に妻子を捨てて他の女性と同棲していたケース（ただし、夫が妻子のもとに帰る意思がない場合に限る。問1-9。）等を掲げている。

#### (4) あてはめ

前記(2)ウからコまでのとおり、請求人は、平成28年1月21日に請求人夫宅を出てから、本件処分において保護廃止日とされた同年2月15日まで、継続して、請求人実家に滞在していたと認められる。

そして、請求人は、前記(2)オからケまでのとおり、処分庁職員から、同年1月21日から2週間を目処に██████に戻る場合には保護を継続する旨を伝えられるも、今後のことについては何も考えることはできない、██████が完治するまでは戻らないなどと述べて、同日から2週間経過後も請求人夫



宅に戻らず、その後、音信不通の状態になったと認められる。

そうすると、本件処分時点においては、請求人が請求人夫宅へ帰来する時期が明確ではなかったと認められるから、請求人が請求人夫宅に帰来するまでの間、請求人に対する保護を一時的に停止（法第26条）することもやむを得ない事由が生じていたとも考えられる。

しかしながら、請求人は、前記（2）ウのとおり、請求人夫から暴行を受けたことから請求人実家に避難しているところ、前記（2）ア及びイのとおり、以前にも請求人夫との喧嘩等を理由として[REDACTED]に一時滞在し、その後請求人夫宅に帰来した事実があること、前記（2）エ、カ及びキのとおり、処分庁職員に対し、繰り返し請求人夫宅へ戻る可能性を示唆していたことなどを考慮すれば、本件処分時点において、請求人が再び請求人夫宅に帰来して生活する意思を有していなかったとまでは認められず、請求人が請求人実家に避難していたのは、請求人夫の暴力から一時的に逃れるためであったことも併せ考慮すると、請求人と請求人夫が、前記（3）の問答集にいう「夫婦関係の解体が明白である場合」に該当していたとは認められない。

そうすると、本件処分時において、請求人と請求人夫はいまだ同一世帯に属していたと判断するほかない。

したがって、請求人に対する保護を廃止すべき事由が認められないにもかかわらず、請求人と請求人夫が問答集問1-1の「世帯を異にしている」夫婦に当たると判断し、前記（2）クのとおり、請求人が請求人夫宅での居住実態を喪失したとして、請求人に対する保護を廃止した本件処分は、この点において違法であり、取消しを免れない。

## 2 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号による改正前の昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成28年9月1日

千葉県知事 鈴木 栄 治

